

# 遊休農地の解消を目指して!!

## 生駒市農業委員会

### 1. 生駒市の農業の概要

生駒市は、奈良県の北西端に位置し、周囲約60キロメートル、面積53.18平方キロメートルを有しています。大阪府と接する西に標高642メートルの生駒山を主峰とする生駒山地が、東に矢田丘陵と西の京丘陵があり、北東部は京都府と接しています。

市域内には、近鉄奈良線、近鉄けいはんな線、近鉄生駒線、ケーブルカーの鉄道網が縦横に走り、道路も東西に阪奈道路、第二阪奈有料道路、国道163号、308号など、南北に国道168号などが整備され、大阪、奈良、京都の中心部へのアクセスが便利になっています。自然環境の良さや交通の利便性から人口が増加しており、平成22年4月現在で約11万9000人余と県下で3番目となっています。

農業の概要については、農地面積は399haでそのうち90%が水田であるが、平坦部が少なく、中山間地で耕作が行われています。農家数は857戸、大半が兼業農家で、市全域で宅地開発が進み、市街地の拡大に伴って農地も減少傾向が続いています。

さらに、本市の遊休農地となった農地の割合は25.0%にも上り、全国では9.7%、奈良県では18.5%を大きく上回っています。

この要因は、

- ・ 農業従事者の高齢化と世代交代による担い手の減少
- ・ 市街化区域内農地の宅地並課税など資産課税強化による農業経営の魅力喪失
- ・ 市内全区域に小規模農家が多く、その農家も農地を資産と捉えているため、農地が分散化し、営農効率が悪化などが考えられ、遊休農地の増加による里山の荒廃が進行している状況にあります。

### 2. 特定農地貸付法を活用した遊休農地解消の取り組み

#### ①具体的な取り組み内容

本市では近年、新興住宅地の住民を中心に家庭菜園や市民農園への関心が高まり、耕作を求める住民が年々増加しています。

農業委員会は、こうしたニーズを生かして遊休農地を解消する「遊休農地活用事業」の取り組みを昨年から開始しました。同事業は、遊休農地やそのおそれのある農地の維持管理に難儀している農家に対して特定農地貸付法の制度を紹介し、貸出に応じた農家・農地を登録し、農業委員会が貸付農地の現地調査を行ったあと、市が所有者からその農地を無償で借り受け、耕作希望者に無償で貸し出すものです。昨年10月に開催した1回目の説明会では、貸出農地31筆に対して、出席した87人が希望農地を選択し、後日現地確認を行い、最終的に20筆の利用が決定しました。現時点で、登録農地2.2ha（49筆）、貸付農地1.9ha（48筆）で、耕作者は89人と着実に進展しています。



利用前



利用後

## ②取り組みに当たっての課題と対応策

「遊休農地活用事業」での貸付農地は、遊休農地総面積に対して3%程度に過ぎません。

同事業を推進する上で、登録農地の拡大が欠かせません。農業委員会は耕作放棄地を抱える農地所有者に対して、積極的に登録を働きかけています。しかし、水利や進入道路など個別の問題もあり、その克服が課題となっています。

一方、団塊世代の大量退職や食の安全、スローライフなど農業に対する住民の関心は高まっており、新規の耕作希望者は今後も増加すると見込んでいます。新たな耕作者には当該農地の利用に関する諸事情を理解させるとともに農作業のアドバイスなどを担当する職員を配置するなどの支援体制を執っています。

本市農業委員会は、農業従事者の高齢化と後継者不足により、今後も耕作放棄地の増加が予測されることから、耕作放棄地発生防止の呼びかけと早期発見、農地所有者への指導に努めるとともに、「遊休農地活用事業」を通じて、農業従事者と住民との良好な関係を構築し、営農環境及び自然環境の保全を図っていきたいと考えています。